



もっともっと中万地区を好きになってほしい！

松阪市では、美しく豊かな景観を市民の「共通資産」として次の世代へ引き継ぎ、誇りと愛着の持てる住みよいまちを実現するため、松阪市景観計画を進めています。歴史的なまちなみが多く残っている地域を重点地区※に指定し、市民、事業者、行政が一体となって協力しあうことにより、まちなみの保全に努めていきたいと考えています。

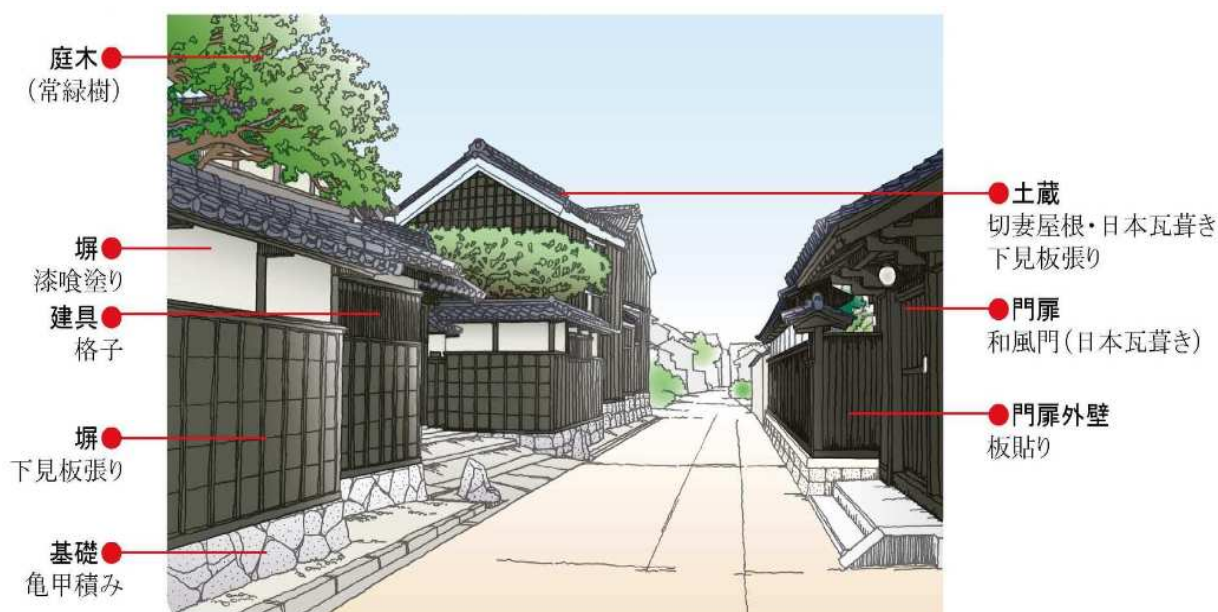
中万地区は景観重点地区※に指定されており、その美しいまちなみや歴史・文化を次世代に繋げていくことが重要となり、自分たちの住むまちを知っていただく、好きになっていただくことが重要となります。

この度、地域のまちなみ保存に向けて、まちなみの特徴や民話・伝説をご紹介します「まちづくり通信」を作成しました。中万町の美しいまちなみや豊かな歴史・文化を次世代に伝えるために、この通信をお届けいたします。

この通信を通じて町のことをよく知っていただき、まちなみ保存について考えていただく機会になれば幸いです。

中万地区のまちなみの特徴

中万地区の富山家跡、竹口家、中井家などが、いずれも主屋、離れ、茶室、土蔵群、納屋、庭園、門、塀などで構成されています。このうち主屋の外観は、規模の違いはあるものの切妻造平入、棧瓦葺が殆どであり、主屋の背後では離座敷や茶室、庭園を整備し、数寄屋的な意匠の傾向が強くなっています。中万地区は、松阪に城下町が形成される以前からの町場であり、まちなみに連なる大型の町家では間口の大部分に塀が巡らされ、塀越しに庭の樹木が望まれるので、まちなみは城下とは異なり、黒を基調とした門や塀などで構成される存在感のある立派な外構と、潤いのある緑による特徴的な景観を形成しています。



※：重点地区とは：住民と行政が一緒になり、地区の美しいまちなみを守り、「将来に引き継いでいくため、市の景観計画に位置づけられた地区」のことをいう。

中万町の由来は？

古伝によれば武蔵の国の豪族で千熊長彦が外交官として百済との同盟に尽力した功利により、この地を賜ったので乳熊を郷名とするようになったと云われている。

当時の領域は中万および射和、八太を含む広域であったが平安朝になって範囲が狭まり名称も中万に改まった。

中万町にまつわる民話・伝説

中万町まちなみ保存委員会が作成いただいた資料から引用しております。

※700 有余年の歴史をもつ聖徳寺のまつわる伝説・民話

【楠の大木】

聖徳寺には、昔、楠の大木がありました。この楠は、当時を開かれた聖徳太子が、自らお手植えになられたものです。江戸時代の寛政年間になって、この大木が邪魔になってきました。

そこで根元から切ってしまいました。ところがその夜から、楠の切り株から火の玉が出るようになり、近隣を飛び回ったそうです。そのうち、火の玉は本堂に飛び移りました。そのために、本堂を焼失してしまったと言います。（ふるさとのてら より）

【雷の爪あと】

頃は江戸時代の話。ある夏、激しい雷鳴がこの里にひびきわたりました。そのうち、とてつもない大きな雷鳴がしたと共に、雷が本堂に落ちたと見えました。ところがどうしたことでしょう、雷は本堂の屋根寸前で方向をかえて、土堀の下の石垣に落ちたそうです。里の人々は、てっきり本堂に落ちたものと思っていたのに、来て見ると石垣に落ちていたことがわかって、大変不思議に思ったそうです。そのうちに「あれは聖徳太子の神通力によるものだ」と思い、太子の靈験に感嘆し、恐れをなしたと言います。

今もその石には、その時の様子をうかがわせる雷の爪のあとが残っていて、大事に保存されています。（ふるさとのてら より）

【長者の失明】

むかし、浪花（大阪）に一人の長者がいました。この長者が「伊勢の国には、聖徳太子が、自分の姿を鏡に写して作られた尊像がある。これを拝めば靈験あらたか」と聞いて、供を引き連れ聖徳寺に来ました。そして住職に是非尊像を拝ませてほしいと申し出ました。ところが聖徳寺には、太子のご命日以外は決してご開帳しないというしきたりがあります。そこで住職は、この旨を伝えておことわりしました。しかし、長者は聞き入れず、小僧や寺男たちの止めるのを押し切って無理やり厨子を開いてしまいました。ところがどうでしょう、その一瞬、尊像の眼から一条の閃光が走りました。あっと驚いた長者の両眼は、時すでに遅くまっくらやみになってしまいました。長者は自分の行いをはじましたがどうにもなりません。供に手を引かれて、とぼとぼと浪花に帰って行ったと言います。（ふるさとのてら より）

【鬼の墓】

聖徳太子は各地に市を開き、物流の交流を図るなかで、庶民の暮らしの向上を願っていました。その一つに中万市（河原市）があります。この市は、昭和34年（1959）まで続いていましたが、伊勢湾台風で河原がほとんどなくなったので、それからは開かれていません。

さて、むかしむかし、伊勢の五ヶ所湾の西の押淵（オシブチ＝南勢町）岩屋に、鬼之丞という大きな身体をした屈強な男が住んでいました。人々は、この男を鬼と呼び岩屋を鬼の岩屋と名付けていました。

また、この男は黄金の鶏と槌とを持っていて、誰にも見せず、大切にしていたということです。

そこへ、隣村の中村（度会町）に住む男が「おれも、岩屋の仲間に入れてくれ」と言ってきました。いろいろ話をしている中で鬼之丞は「おまえは、何の仕事をしておる」とたずねると「おれは、山の松の根」（芯のこと＝松明の燃料）を掘っておる。ええ値がするぞ」「そうか、おれがそれを売ってやろう」と言うことになって、鬼之丞は方々へ松の芯を売り歩きました。

ことに、櫛田川の岸の中万では、毎年12月28日（旧暦）には大きな市がたつので、大勢の人が集まり、昼も夜もにぎわいました。この事を知った鬼之丞は、さっそく中万市に来て松の芯を良い値で売りさばきました。しかし、中万市がたつごとに、不思議と幼児の姿が一人ずつ消えていくようになりました。中万の人たちは、「天狗が子供をさらった」とか「鬼が来た」と言って、おびえ大騒ぎになりました。それがいつとはなしに、天狗でもない鬼でもない、人間の仕業とわかってきて、中万の人々は「絶対に許せない。極悪人は必ず捕まえるぞ」とおびえながら人々の心は、ものすごいいきどおりに変わっていききました。そして市がたつと人々は目を光らせて見張るようになりました。

ある年の市の日、鬼之丞は松の芯を売ってから、酒屋で酒を飲んでいました。その時、隠し持っていた赤子の手を肴にして食っているのを、里の人に見つかりました。「あの男が子供殺し」だとわかった里の人達は、すぐに飛掛からず、そ知らぬふりをして酒を勧めて酔わせ、気づかれぬよう酒屋を抜け出しました。そして、酒屋の大事な家財や道具などを外に運び出しておいて、酒屋の戸板を釘で打ちつけ、わらや薪を回りに積み重ね、皆がぐるりと取り巻きながら、家に火をつけました。

鬼之丞は、火の海の中で、いよいよ最後という時に「命も何も惜しくはないが、黄金の鶏と槌だけは惜しい」と、わめくように言ったそうです。中万の人達は、燃えるだけ燃やした後の灰を、すっかり櫛田川へ捨てて流したといえます。後になって鬼之丞が、金の鶏と槌を本当に持っていたことがわかりました。

この二品は、多分櫛田川のどこかにあるだろうということになりました。それからは毎年この日が来ると鬼の祭りをしたそうです。

祭りが済むと男も女もはだしになって川へ入り、川の中を隅から隅まで走り回ったそうです。これは万が一にも鬼の宝が見つかるかも知れないということもありますが、こうすれば一年間無病息災に暮らせるというのだそうです。

ところで、その時の酒屋の主人は、心根のやさしい人でしたので、鬼之丞のためにお墓を建てたといえます。その墓が今でも聖徳寺に残されています。

※鬼の墓：人鬼の男が殺された河原のヤブの中にあつたのを明治の中ごろ、同地の西川市蔵さんの祖父、直蔵さんが聖徳寺の墓地内に移したものらしい。高さ60cmの御影石で、先がとがった不等辺三角の型をしており、碑面には「先祖代々ー」とあるが、あとは彫が浅くなって読めない。実に鬼気迫る形状と色彩をもち、不気味さは“鬼の墓”にぴったりのイメージである。（ふるさとのおとら・松阪の伝説 より）

重点地区における補助金制度について

松阪市の重点地区においては、歴史的まちなみの保全に向け、建築物や工作物を修景する場合にも、まちなみ保全に関する行政支援として、補助金を活用していただけます。

令和5年度に歴史的まちなみ等修景整備事業補助金の要綱改正を行い、自治会及びまちなみ保存会などが行う外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費についても補助対象になりました。

これにより、建物の簡易な修繕、塀の柿渋塗りなども補助の対象とすることができます。

詳細は、都市計画課にお気軽にお問合せください。



歴史的まちなみ等修景整備事業補助金制度(抜粋)

対象	対象行為	補助率	限度額
一般 建造物	外観を景観形成基準(修景基準)により全体修景した部分に係る経費	1/2 以下	150 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)により部分修景した部分に係る経費	1/2 以下	75 万円
	外観を景観形成基準(修景基準)に適合した、外観等の伝統的意匠を継承する修繕又は維持、保全に係る経費	1/2 以下	5 万円
駐車場等 の外構 修景整備	道路沿いの外構(塀、生垣)や工作物(門等)を景観形成基準(修景基準)に基づき、歴史的まちなみへ調和させるため修景整備する経費。(外構のみを整備する場合に適用、同一敷地内で建築物と一体で整備する外構は歴史的建造物及び一般建造物に含まれる)	1/2 以下	45 万円

補助金活用

魅力ある“まちなみ”が形成されます！（過去の例）

修景前



修景後



修景前



修景後



発行：松阪市都市計画課

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 TEL:0598-53-4166 FAX:0598-26-9118

E-mail:tos.div@city.matsusaka.mie.jp

ホームページ:<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/toshikeikaku/keikan-matsusaka.html>